

## みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について

電気工事業を届出している業者の方は、下記の届出事項に変更があった場合には、変更届出書の届出が必要です。

### 記

#### 1 変更事項

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 電気工事の種類
- (4) 法人の代表者
- (5) 営業所の名称
- (6) 営業所の所在地
- (7) 主任電気工事士の氏名及び免状の種類
- (8) 建設業許可の更新
- (9) 営業所の新設・廃止 等

#### 2 届出先等

- (1) 届出先 〒260-8667  
千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁中庁舎7階  
千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）  
電話：043-223-2722  
FAX：043-227-3548  
受付時間：平日 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
- (2) 届出方法 届出書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。  
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。  
郵送する場合、郵送する前にFAXで届出書類一式を当課へ送信し、  
当課の確認を受けてから郵送してください。  
なお、FAX送信後、当課へFAX送信済であることを  
連絡してください。

#### 3 注意事項

変更の届出にあたっては、それぞれ添付書類が必要ですので次ページの一覧表を参考にしてください。

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について (参考)  
届出書類一覧

変更事項 必要書類	1 氏名 又は 名称	2 住 所	3 営 業 所 の 名 称	4 営 業 所 の 所 在 地	5 電 気 工 事 の 種 類	6 主 任 電 気 工 事 士 又 は 工 事 士 資 格	7 法 人 の 代 表 者	8 営 業 所 の 増 設 ・ 廃 止	9 建 設 業 許 可 の 更 新	10 届 出 行 政 庁 変 更	11 建 設 業 許 可 を 更 新 し な い	12 電 気 工 事 を 施 工 し な い		
電気工事業に係る変更届出書 (様式第19)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	問い合わせください	問い合わせください			
(個人の場合) 戸籍抄本	◎													
(法人の場合) 履歴事項全部証明書 (登記事項証明書) ※6ヶ月以内に発行されたもの	◎	◎					●							
(個人の場合) 住民票		◎												
誓約書 (登録の拒否要件に該当しない旨の誓約)						●	●	●						
主任電気工事士の雇用証明書						△		△						
主任電気工事士の電気工事士免状の写し ※第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。						●		●	●					
主任電気工事士の実務経験証明書						▲		▲						
建設業許可通知書の写し									●					
建設業許可の変更届出書(様式第二十二号の二)の写し	●	●	●	●			●	△						
廃止届出書 (様式第20) (受理通知書の返納)												●		

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。  
△は内容により不要ですので問い合わせください。

- No. 1 (有)→(株)、(株)●●→(株)××等同一法人組織内での名称変更。  
「法人設立」「事業の譲渡」「相続」の手続は、「新規届出」扱い。(廃業届出を併せて提出)
- No. 2 行政による住居表示も手続き必要。(◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付)
- No. 6 同一人での資格(第二種→第一種)変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。
- No. 8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。(建設業法とは定義が違います)  
営業所を千葉県以外に設置する場合は、No.10。
- No. 9 建設業許可が期限切れで「新規」扱いになった場合、電気工事業も「新規届出」扱いに。
- No. 10 千葉県届出から国などに行政庁が変更になった場合、逆に国などから千葉県に行政庁が変更になった場合。
- No. 11 建設業許可を更新はしないが電気工事業を行う場合は『登録申請』手続きが必要。問い合わせください。